

---

## 第3部 全体構想

---

## 【 目 次 】

### 第1章 基本構想

1. まちづくりの理念・目標・・・・・・・・・・113
2. 将来の都市構造・・・・・・・・・・115

### 第2章 分野別方針

1. 土地利用の方針・・・・・・・・・・121
2. 都市施設の整備方針・・・・・・・・・・129
3. 自然環境保全の方針・・・・・・・・・・135
4. 都市環境形成の方針・・・・・・・・・・136
5. 都市景観形成の方針・・・・・・・・・・137
6. 市街地整備の方針・・・・・・・・・・138
7. 災害に強いまちづくりの方針・・・・・・・・・・139

## 第1章 基本構想

### 1. まちづくりの理念・目標

#### (1) まちづくりの理念

本市の第5次えびの市総合計画では、『大自然と人々が融合し、「新たな力」が躍動するまち えびの 一南九州の交流拠点都市を目指して一』を将来像とし、以下に示す基本目標を定め、総合的な施策の展開を図っている。

##### 基本目標

- |                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| 1 新たな活力を生む“産業づくり”         | 【産業の振興・都市基盤の整備】   |
| 2 志と郷土愛を持つ“人づくり”          | 【教育・文化・スポーツの振興】   |
| 3 誰もが元気“健康のまちづくり”         | 【保健・医療の充実】        |
| 4 みんなのかおが見える“協働と福祉のまちづくり” | 【住民自治・福祉の充実】      |
| 5 自然と調和した住みよい“生活環境づくり”    | 【自然環境の保全・生活環境の整備】 |

本計画においても、これらの将来像と目標を継承し、「豊かな自然と産業を活かした住みよいまちづくり」をまちづくりのテーマとする。

##### 《まちづくりのテーマ》

**「豊かな自然と産業を活かした住みよいまちづくり」**

## (2) まちづくりの目標

まちづくりのテーマを、具体的に、わかりやすく施策に展開するために、まちづくりの目標を設定する。

### 豊かな自然を活かしたまちづくりを推進します

四季折々の顔を見せ、霧島ジオパークとして知られるえびの高原や矢岳高原、県内唯一の温泉郷である京町温泉などの温泉資源は本市の貴重な財産である。また、平野部には川内川が流れ稲作を中心とした農地が広がり、本市を代表する景観を形成している。このように本市は自然環境や観光資源に恵まれた、緑豊かな田園都市である。これらの優れた地域特性を積極的かつ有効的に活用することにより、他の都市と異なる個性豊かな魅力あるまちづくりを推進する。

### 産業の振興を図るまちづくりを展開します

本市は基幹産業の低迷や若年層の流出による過疎化、超高齢化社会への移行・対応が問題となっている。しかしながら、本市は、宮崎、鹿児島、熊本の県境にあり、九州縦貫自動車道や東九州自動車道などの高速交通網の整備により、福岡や熊本、鹿児島などの九州の拠点都市とを結ぶ交通の結節点であり、人的・物的な交流拠点都市となる可能性を有している。これらの優れた地域特性を積極的かつ有効的に活用することにより、商業を含む産業の振興を図りながら、本市の活性化に向けたまちづくりを展開する。

### 安心して暮らせる、快適なまちづくりを推進します

本市は3町合併により誕生したことから、3地域の均等な発展を目指してきたが、その結果、道路、公園、排水施設などの都市基盤の整備は遅れているのが現状である。これからは、それぞれの地域の特性を生かした効率的、効果的な整備が望まれている。3地域が持つ、優れた地域特性を積極的かつ有効的に活用することにより、それらを反映した都市機能の集積を促進し、コンパクトな都市づくりを推進する。

また、自然環境に配慮した都市基盤の整備など、人や環境にやさしいまちづくりを進め、子どもから高齢者まで安心して暮らせる快適なまちづくりを推進する。

## 2. 将来の都市構造

### (1) 基本概念

えびの市の将来都市構造の考え方を以下に示す。

- 東部地域、中部地域、西部地域の3つの市街地を、役割を持たせた都市拠点として設定する。
- 都市拠点間を国道221号と国道268号が結び、その沿道は都市形成軸の役割を果たす。
- その他、都市拠点間を結ぶ道路として、主要地方道京町小林線とえびの中央線が国道の役割を補完する。

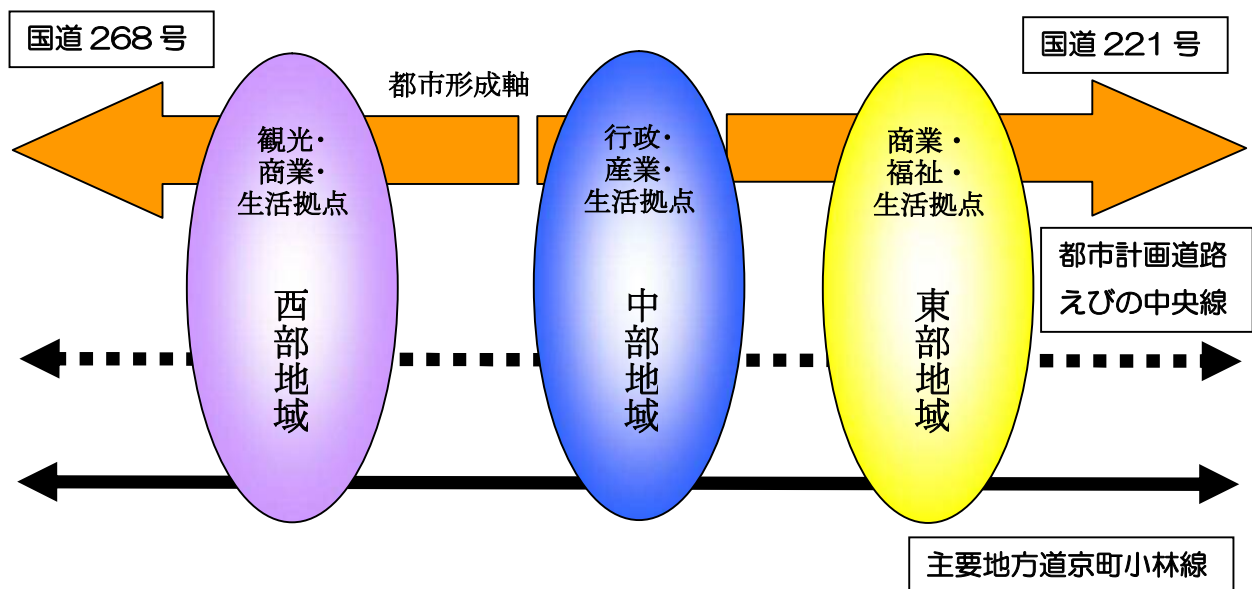


図 都市構造の模式図

### (2) 構成要素

面的要素	ゾーン	○ 機能毎に区分した土地のまとまり
線的要素	軸	○ 都市を形成する骨格 ○ 各拠点の連携・交流を図る動線
点的要素	拠点	○ 都市活動の中心的な場で、地区特性に応じて各種機能の集積を図る地区 ○ 交通、産業、自然など、一つの機能が特化・集約した地区

### (3) 都市構造


#### ①ゾーン

地域の特性を生かしたゾーンの配置を行い、それぞれの特性に応じた土地利用を展開し、環境に配慮したコンパクトな都市づくりを進める。

<b>都市ゾーン</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 都市活動や都市生活の中心となるゾーン</li><li>○ 都市形成軸を骨格として拠点を有機的に結ぶことで、コンパクトにまとまった市街地の形成を図る。</li><li>○ 賑わいとゆとりある市街地環境を創出する役割を担う。</li></ul>
<b>田園住宅ゾーン</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 良好な田園環境の保全を図るゾーン</li><li>○ 営農環境の維持を図るとともに、人と自然の交流や都市と農村の交流を提供する役割を担う。</li></ul>
<b>森林ゾーン</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 主に森林の保全を図るゾーン</li><li>○ 森林が持つ多面的機能の保全を図るとともに、市民および観光客の憩い・交流の場としての役割を担う。</li></ul>
<b>環境保全ゾーン</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ えびの高原周辺の自然環境を保全するゾーン</li><li>○ 貴重な自然環境を保全するとともに、自然との共生に配慮しながら観光地としての整備を図り、人々にやすらぎとうるおいをもたらす役割を担う。</li></ul>









#### ②軸

東西の骨格となる国道 221 号および国道 268 号を、都市内外の交流を促進し市街地形成を進める都市形成軸として位置づける。

<b>都市形成軸</b> 	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 都市を形成する骨格となる軸</li><li>○ えびの市の都市拠点を結び、都市の一体性を確保する役割を担う。</li></ul>
---	--

### ③拠点

地域の特性に応じて拠点として位置づけ、都市機能の集積を促進し、地域の拠点性を高める。

<b>都市拠点</b> 	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 商業・業務、行政、医療、教育機能など多様なサービスを提供する都市生活の中心的な役割を担う。</li></ul>
<b>生活拠点</b> 	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 良好な居住環境の形成を図り、えびの市の中心的な居住機能の役割を担う。</li></ul>
<b>商業拠点</b> 	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の特性を活かした特色ある商業業務施設の集積を図り、えびの市の中心的な商業機能の役割を担う。</li></ul>
<b>産業拠点</b> 	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 周辺環境に配慮しつつ、工場や流通業務施設の集積を図り、えびの市の中心的な産業機能の役割を担う。</li></ul>
<b>行政拠点</b> 	<ul style="list-style-type: none"><li>○ えびの市の行政機能の役割を担う。</li></ul>
<b>観光拠点</b> 	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市民および訪れる人に、自然とのふれあいやうるおい、やすらぎを提供する役割を担う。</li></ul>
<b>福祉拠点</b> 	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 医療施設や福祉施設の集積を図り、えびの市の中心的な医療・福祉機能の役割を担う。</li></ul>
<b>交通結節拠点</b> 	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ひと、もの、情報の交流や連携を高める役割を担う。</li><li>○ 国際交流、都市間交流を促進し、都市活力を創出する役割を担う。</li></ul>

### えびの市の都市構造における役割

#### 都市拠点

- 商業・福祉・生活拠点：東部地域
- 行政・産業・生活拠点：中部地域
- 観光・商業・生活拠点：西部地域

都市形成軸：国道 221 号と国道 268 号

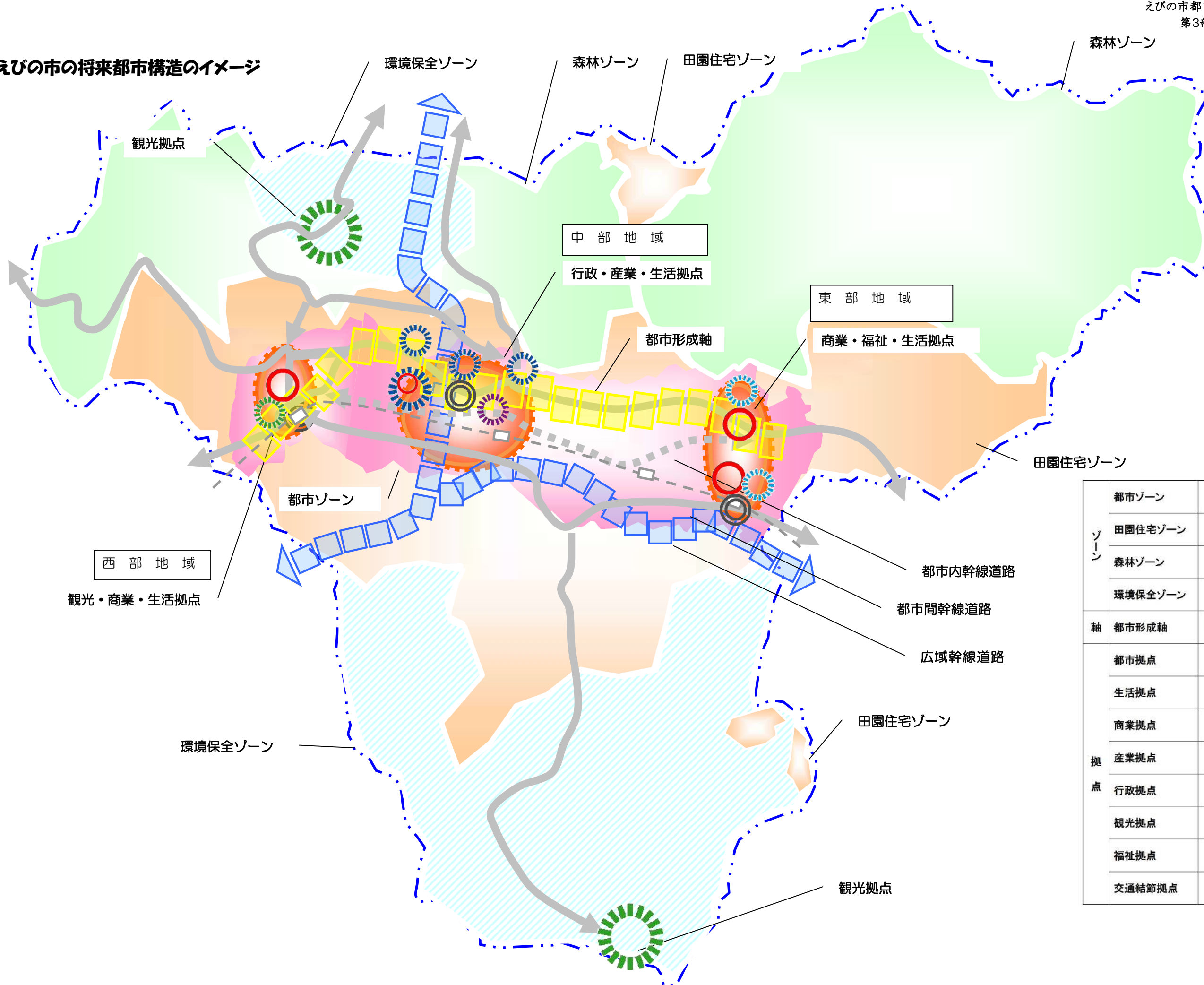
- 広域幹線道路：九州自動車道
- 都市間幹線道路：国道 221 号と国道 268 号、国道 447 号、  
主要地方道えびの高原小田線、主要地方道京町小林線、  
県道木場吉松えびの線
- 都市内幹線道路：えびの中央線と都市拠点内の都市計画道路



えびの中央線



えびの市の将来都市構造のイメージ



ゾーン	都市ゾーン	
	田園住宅ゾーン	
	森林ゾーン	
	環境保全ゾーン	
軸	都市形成軸	
拠点	都市拠点	
	生活拠点	
	商業拠点	
	産業拠点	
	行政拠点	
	観光拠点	
	福祉拠点	
	交通結節拠点	

## 第2章 分野別方針

### 1. 土地利用の方針

#### (1) 基本方針

本市の都市構造の目指す方向は、広域交通網を背景とした産業機能の向上と観光振興に対応したまちづくりであり、それらを基本にした居住環境の改善が求められる。

3つの都市拠点内の都市計画道路周辺に市街地を配置する。

#### 東部地域

- 商業集積地区が2箇所に分かれ、地域東側には地場産業を中心とした工業地がある。商業集積地区周辺は医療・福祉施設が集積しており、これらを中心として住居系土地利用の配置を行う。

#### 中部地域

- 本市の行政拠点として行政機能、流通・業務機能、文化交流機能の充実を図り、これらを中心として住居系土地利用の配置を行う。
- えびのインターチェンジ周辺において、立地特性を活かした新たな産業用地の配置を検討する。

#### 西部地域

- 本市の観光拠点として、温泉観光の機能向上を目指し、観光交流機能を創出し、これらを中心として住居系土地利用の配置を行う。

#### 都市拠点以外の地区

- 都市拠点以外の市街地周辺農地については、農業が本市の基幹産業であるため、農地の保全を原則とする。
- 山、川の貴重な自然環境を保全するとともに、自然と調和した観光地としての役割を担う自然環境保全ゾーンを配置する。

将来都市構造により整理したゾーンの位置づけを踏まえ、地形条件に配慮しながら、それぞれの特性を生かした土地利用の区分・配置を進める。

【 土地利用区分と配置方針 】

ゾーン区分	土地利用区分		配置
都市 ゾーン	住宅地	一般住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業・業務地周辺に配置</li> </ul>
		専用住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>文教施設が集中する地区、市営、県営住宅周辺、等に配置</li> <li>原則として主要幹線道路や鉄道、商工業地に直接面しないように配置</li> </ul>
	商業・業務地		<ul style="list-style-type: none"> <li>東部地域に2箇所、中部地域に2箇所、西部地域に1箇所の商業・業務集積地に配置</li> </ul>
	工業地		<ul style="list-style-type: none"> <li>東部地域、中部地域の工業集積地に配置</li> </ul>
田園住宅 ゾーン	農地		<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地周辺部に配置</li> </ul>
	農村集落地		<ul style="list-style-type: none"> <li>既存集落地に配置</li> </ul>
	沿道複合地		<ul style="list-style-type: none"> <li>国道221号及び国道268号沿道に配置</li> </ul>
森林 ゾーン	森林		<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地外延部の森林に配置</li> </ul>
環境保全 ゾーン	自然保全地		<ul style="list-style-type: none"> <li>霧島錦江湾国立公園及び県立自然公園周辺に配置</li> </ul>

## (2) 土地利用配置の方針

### ①都市ゾーン(東部地域、中部地域、西部地域)

#### 1) 住宅地

- ①東部地域は、2箇所の商業地を取り巻くように住宅地を配置しており、商業地周辺の既存集落地は一般住宅地、文教施設が集中する地区、及び、その他の地区に専用住宅地を配置する。
- ②中部地域は、永山、栗下、松原地区の既存集落地に一般住宅地を配置し、市営住宅周辺は専用住宅地を配置する。
- ③西部地域は、商業地周辺の既存集落地は一般住宅地、水流地区東部、及び、県営住宅周辺に専用住宅地を配置する。
- ④専用住宅地については、原則として主要幹線道路や鉄道、商工業地に直接面しないように配置する。

#### イ)専用住宅地

- ・専用住宅地として、良好な住環境を備えた潤いのある住宅地の形成を目指す。

#### ロ)一般住宅地

- ・商業地及び工業地周辺の住宅地については、住民の身近な生活利便施設等を許容する一般住宅地とし、その良好な住環境を保全する。

#### 2) 商業・業務地

- ①本市の商業・業務地は、東部地域に2箇所、中部地域に1箇所、西部地域に1箇所あるが、その集積度は低い状態である。しかし、いずれも各地区にとって重要な商業地であることから、地域にふさわしい顔として特色を持たせていく。
- ②商工会や地元商店等と連携し、買い物難民への対応を図るとともに、市民にとって地域に密着した魅力ある商業地となるように、事業者の育成とネットワーク化を支援する。
- ③東部地域の商業・業務地は、本市の主要な商業・業務地として位置づけ、商業施設や業務施設等の集積を図り、賑わいのある商業・業務地の形成を目指す。
- ④西部地域の商業・業務地は、温泉郷としての観光面の機能を有していることから、観光地として魅力のある商業地域の形成を目指す。
- ⑤中部地域の商業・業務地においては、地域住民の身近な生活利便を支える地区として、日常生活の買い物需要を満たす商業機能の維持に努める。
- ⑥えびのインターチェンジ周辺において、農業などと調和を図りながら、その立地特性を活かした良好な商業・業務地の形成を検討する。

### 3) 工業地

- ①東部地域のえびの飯野駅周辺は、地場産業の木材加工業が点在しており、工場と住宅の適正配置に努め、地場産業を中心とした活気ある工業地の形成を目指す。
- ②中部地域の小田地区の工業地は、公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努める。
- ③九州縦貫自動車道えびのインターチェンジ周辺の永山地区の工業地については、良好な流通業務地として位置づけ、今後とも周辺土地利用との調和を図りながら、えびの市の主要な工業地として、その機能の維持形成に努める。
- ④永山地区に立地する道の駅えびのを中心に、関係機関と連携し、優良特産品の開発と普及を図り、特産品の販路拡大及びブランドの確立を図るため、市内外に向けたPR活動を推進する。
- ⑤都市計画区域外を含めた、えびのインターチェンジ周辺においては、農業などと調和を図りながら、その立地特性を活かした良好な工業・流通業務集積地の形成に向け、計画的な土地利用を誘導する。

### 4) その他

- ①用途地域内の低・未利用地については、用途地域指定の目的に即して有効活用を図るとともに、必要に応じて用途地域の見直しを検討する。
- ②えびのインターチェンジ周辺においては、その立地特性を活かすため、農業などと調和を図りながら、用途地域の拡大を検討する。

## ②田園住宅ゾーン(都市拠点以外の地区)

### 1) 農業地

- ①市街地周辺部の農業地は、原則として農地または農村集落地を配置し、営農及び生活基盤の整備と、その豊かな自然環境の保全を図り、潤いのある田園景観を形成する。

#### イ) 農地

- ・農地は、原則として積極的に保全するものとし、上位の土地利用計画に基づいた整備以外の無秩序な開発を抑制する。
- ・良好な農地については、農業振興地域整備計画により優良農地として確保・維持する。

#### ロ) 農村集落地

- ・農地と宅地が混在する既存集落地においては、周辺の営農環境を保全しながら、適正な開発の規制・誘導や生活基盤の改善を行うことにより集落環境の維持に努める。
- ・無秩序な市街化の進行を抑制し、自然環境と調和した農村集落地の形成に努める。
- ・本市の3地域を連絡する国道221号及び国道268号は、都市形成軸として沿道型土地利用を図り、隣接する農業地の環境に配慮する。

### ③森林ゾーン

#### 1) 森林

- ①市街地周辺部の森林については、上位の土地利用計画に基づいた計画以外の無秩序な開発を抑制し、貴重な自然環境や豊かな生態系の積極的な保全に努める。
- ②砂防指定地区、保安林等に指定されている森林については、保全すべき区域であり保全に努める。
- ③自然災害の発生の恐れがある急傾斜地の森林については積極的に保全する。

### ④環境保全ゾーン

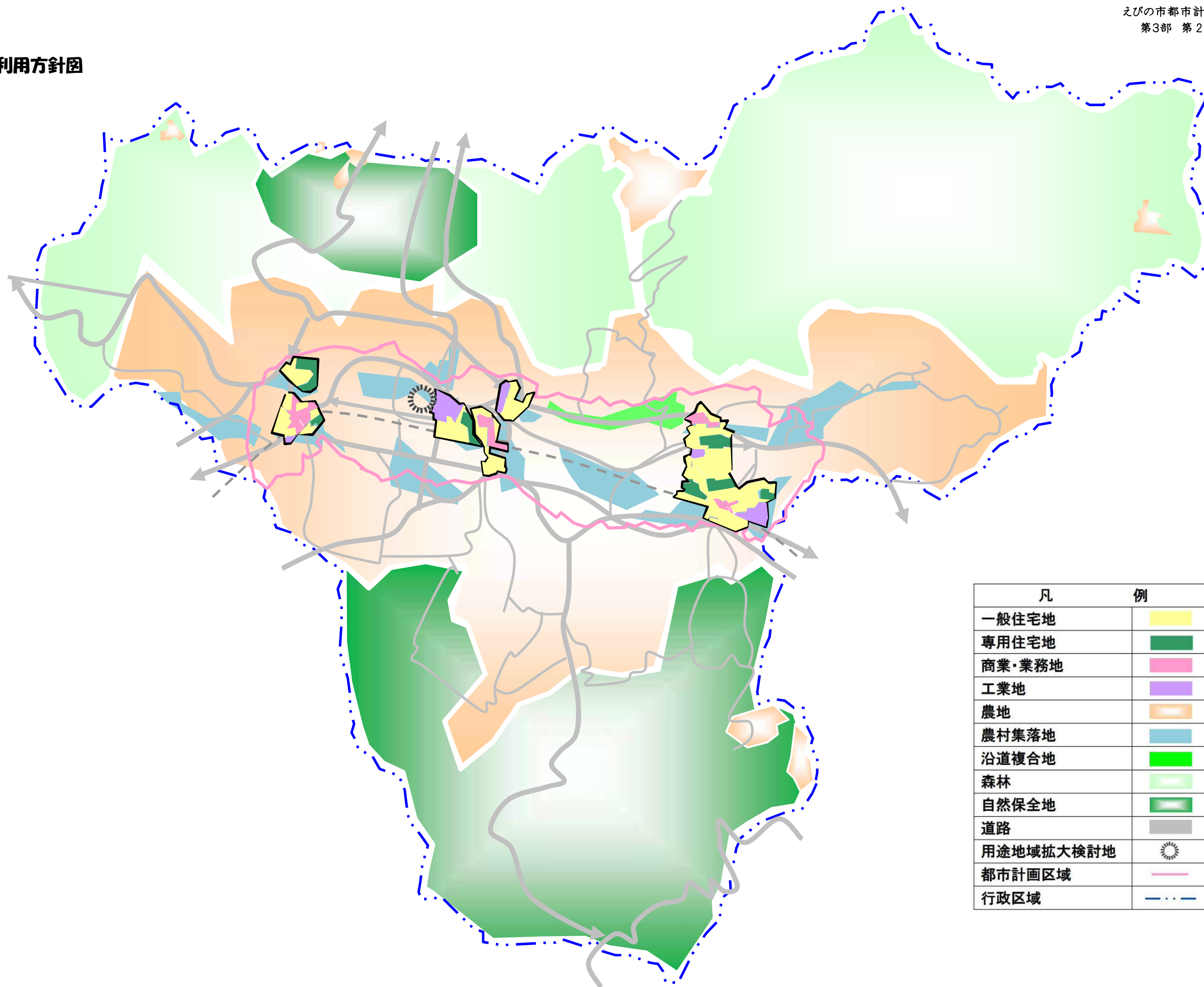
#### 1) 自然保全地

- ①山、川の貴重な自然環境を保全するとともに、自然と調和した観光地としての役割を担う自然保全地を配置する。
- ②都市計画区域外における幹線道路沿線やインターチェンジ周辺の既存集落地については、地域の開発圧力の高まりに応じ、関係機関との調整を図り、準都市計画区域の指定を検討する。



陣の池の色（提供：えびの市 Ebino Colors）

土地利用方針図



凡	例
一般住宅地	
専用住宅地	
商業・業務地	
工業地	
農地	
農村集落地	
沿道複合地	
森林	
自然保全地	
道路	
用途地域拡大検討地	
都市計画区域	
行政区域	

## 2. 都市施設の整備方針

### (1) 交通施設の整備方針

#### ①道路の整備方針

- ①道路網の骨格を形成する国道、主要地方道、県道の整備を促進する。
- ②都市内幹線道路網の骨格を形成するえびの中央線、並びに、都市拠点内の都市計画道路の計画的な整備を推進する。
- ③安全・安心・快適な歩行空間の確保を図るとともに、都市の重要なオープンスペースとするため、ゆとりある道路空間の計画的な整備に努める。
- ④生活道路については、計画的に拡幅などの改良工事を推進する。
- ⑤橋梁の修繕と長寿命化を図るため、予防的修繕及び長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕整備を進める。
- ⑥安全・安心・快適な道路環境を確保するため、予防保全型の管理に転換するとともに、計画的な維持管理に努める。
- ⑦人口減少、高齢化、経済の低成長など、社会経済情勢の変化を背景に、都市の拡大を前提にしたまちづくりから公共施設等が集約されたまちづくりへと方向転換が求められている。都市計画決定から長期間未着手となっている都市計画道路については、必要性や位置づけに変化が生じている可能性があり、総合的な見直しを進めるとともに、都市計画道路の計画的な整備を推進する。

#### ②都市防災に配慮した道路整備

- ①防災拠点間の避難路となる道路については、災害時の安全確保に考慮した整備を推進する。
- ②道路整備にあたっては、消防活動やライフラインの安全性向上に努める。
- ③土砂崩壊・落石等の危険箇所については、法面防護工等の設置を関係機関も含めて検討する。

#### ③児童・高齢者・障がい者等に配慮した道路整備

- ①少子高齢社会、街なか居住等に対応して、すべての人が安全・安心・快適に移動できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備に努める。

#### ④自然や景観に配慮した道路整備

- ①自然や歴史・文化等地域の特性を踏まえた景観の魅力向上に配慮した道路の整備に努める。
- ②道路の整備にあたっては、自然環境に与える影響を十分考慮するとともに周辺環境と同化するよう努める。



⑤公共交通機関の充実

- ①えびの市地域公共交通総合計画に基づき、既存の交通ネットワークを活用しながら、通勤や通学、通院、買い物等の日常生活の利便性のほか、観光分野も考慮した交通体系の構築を図る。
- ②関係自治体と連携し、JR吉都線を活用した交流人口の拡大を図りながら、地域の活性化を推進する。
- ③交通手段を持たない市民の移動手段を確保するため、持続可能な公共交通体系を構築する。



青と緑の風景（提供：えびの市 Ebino Colors）



夕刻の活気（提供：えびの市 Ebino Colors）

## (2) 公園・緑地の整備方針

### ①都市公園等・緑地の整備方針

- ①公園・緑地は市街地内の貴重なオープンスペースであることから、人々の多様なニーズに応える場として、地域の実情に応じた公園の計画的な整備に努める。
- ②市民の意見を反映しながら「緑の基本計画」を策定していくとともに、今後の都市公園等の整備は「緑の基本計画」に基づいて行うことを基本とする。
- ③地域住民の意見を反映しながら、公園、緑地、道路等の公共空間に加え、民間空間における緑化の促進を検討する。
- ④市街地及びその周辺に存在する緑地等は、良好な都市環境を維持する自然的環境として、また、低炭素都市づくりの一環として保全・創出に努める。
- ⑤児童、高齢者、障がい者等、すべての市民が安心して公園や緑地を利用できるように、ユニバーサルデザイン化を推進する。
- ⑥公園・緑地は、市街地内の景観を構成する重要な要素であり、その整備や改修にあたっては、その周辺景観に配慮する。

### ②自然公園等の整備方針

- ①霧島錦江湾国立公園や矢岳高原県立自然公園については、開発と自然保護の調和を図るとともに、景勝地の良好な保全に努め、国や県と連携しながら有効活用を努める。
- ②都市公園として位置づけられていない公園についても、地域の特色ある自然環境を活かした整備を推進する。

### ③市民参加による公園、緑地の整備方針

- ①公園の整備や改修にあたっては、市民の多様なニーズを反映するため、計画段階から市民参画を推進する。
- ②公園・緑地の管理運営は、市民の身近な憩いの場として安全に利用できるように努めるとともに、市民が参画できる仕組みを検討する。

### (3) 河川・下水道等の整備方針

#### ①河川整備の方針

- ①洪水等の水害の危険性が高い河川については、計画的な河川改修をすすめ、市民が安心できる安全な川づくりに努める。
- ②河川の水質を保全する観点から環境に配慮した河川の整備に努める。
- ③自然環境や生き物の生息・生育環境にも配慮した多自然の川づくりをすすめ、市民がやすらぎ、潤いを感じる親水空間の確保に努める。
- ④河川景観に配慮した水辺空間の整備を促進し、住民が主体となった河川美化運動等の活動を広める。



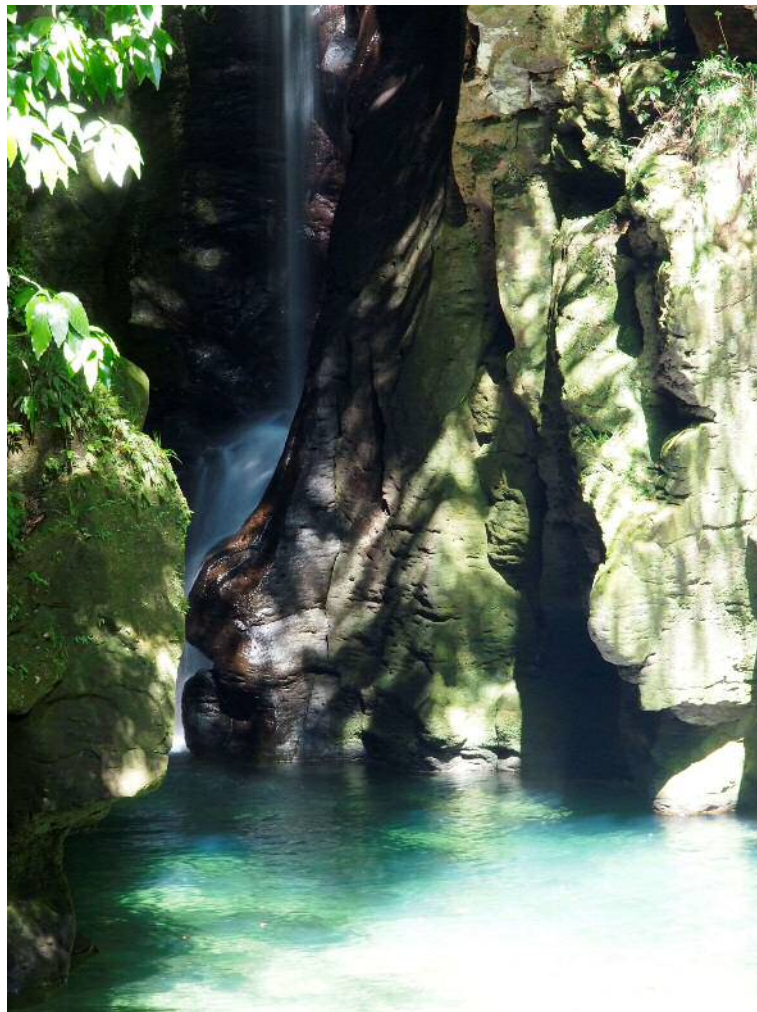
川内川

#### ②下水道等の整備方針

- ①本市の都市計画区域における下水道等の整備は、維持管理及び財政状況から困難なため、合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を推進し、生活雑排水等の河川への流入を防止し、河川の豊かな自然環境を保全する。
- ②合併処理浄化槽の設置を支援するため、設置費用の助成を継続し、合併処理浄化槽の普及を促進する。
- ③事業排水による河川の汚濁を抑制するため、関係機関と連携して、水質汚濁防止法や県条例に基づいた指導をすすめ、民間事業者の対策実施を促進する。

#### (4) 上水道の整備の方針

- ①川内川上流の表流水に代わる、災害に強くより安定した第2水源の確保を図る。
- ②埋設管や浄水場等の施設の老朽化に対し、更新整備を継続し、市民に対する安定的な給水の確保に努める。
- ③更新時には、施設の耐震化をすすめ、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるように努める。
- ④地域住民の高齢化等の影響により地元での管理・運営が困難になりつつある簡易水道の上水道への統合を進める。
- ⑤低水圧地区や水道未普及地区の解消を行う。



毘沙門の滝（提供：えびの市 Ebino Colors）

## (5) 住宅の整備方針

### ① 公営住宅等

- ① 老朽化の著しい公営住宅等については、適正な統廃合を行いながら、計画的な建替えを継続する。
- ② 公営住宅ストック総合活用計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐震性能の確認と必要な対応を継続し、良好な居住環境の整備に努める。

### ② 民間住宅

- ① 木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する助成制度を継続し、市民による耐震診断の実施を促進する。
- ② 住まいのバリアフリー化に対する助成制度をすすめ、高齢者や障がいのある人が不便なく在宅生活を継続できるように努める。
- ③ 定住促進を図るため、新たに住宅を新築、購入した方に対しての支援を推進する。
- ④ 空き家バンク登録件数の増加を図り、定住希望者のニーズに応じた住宅情報の提供を行う。
- ⑤ 関係機関と連携しながら、相談会の開催などPR事業を展開し、移住・定住希望者を開拓する。
- ⑥ 自然エネルギーの活用、リサイクル材の活用等、省エネ・省資源に配慮した住宅の普及を啓発し、地球環境に配慮したまちづくりを行う。

### 3. 自然環境保全の方針

#### (1) 河川・山林

- ①市街地内外に広がる河川、森林等を、生態系及び治水・保水機能の保全や都市活動による環境負荷の低減等を担う環境保全系統の自然環境として位置づけ、保全する。
- ②雨水の保水機能及び土砂の流出を防止する森林等は、環境保全上重要な役割を果たす緑地等として、積極的に保全する。
- ③霧島錦江湾国立公園・矢岳高原  
県立自然公園の自然環境や生態系を保全する活動を継続し、市民とともに、良好で豊かな自然環境を後世に引き継ぐ。
- ④河川美化や森林保護等の環境保全活動をとおして、多様な生物が生息・生育する良好な自然環境の保全に関する周知啓発を推進する。



韓国岳から見たえびの高原（提供：えびの市 Ebino Colors）

#### (2) その他

- ①歴史的意義の高い史跡や社寺の境内の樹木は、自然環境資源として重要な役割を持っているため、積極的な保全を図る。

## 4. 都市環境形成の方針

---

### (1) 水環境対策

- ①生活排水対策総合基本計画の推進により生活排水の直接的な河川への排出を抑制すると共に、浄化槽設置整備事業等により生活排水処理を推進し、ため池・河川等、公共用水域の水質を保全する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ①市民や事業者と一体となった4R（リフューズ：拒否、リデュース：消費削減、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取り組みを継続し、循環型社会の形成を図る。
- ②えびの市美化センター・えびの市一般廃棄物最終処分場・えびの市環境センターなどの各施設は、適正な維持管理により延命化を図り、施設の計画的な改修と更新に努め、安定的な運営を確保する。
- ③関係機関や市民と協力し、パトロールや啓発を継続し、廃棄物の不法投棄やごみのポイ捨てなどを防止する。
- ④近隣自治体と協調し、ごみ処理施設の有効利用について協議・検討していく。

### (3) 地球環境

- ①地球環境に配慮し、日常生活における環境への負荷を低減するため、省エネ行動や住宅の省エネ化の普及を図り、二酸化炭素排出の少ないライフスタイルを促進する。
- ②エコドライブなど環境に配慮した自動車利用を啓発する。
- ③エネルギー利用に起因した二酸化炭素排出を削減するため、自然エネルギーの利用や木質バイオマス等環境にやさしいエネルギーの利用を促進する。

## 5. 都市景観形成の方針

---

### (1) 自然景観

- ①本都市計画区域では、カルデラ盆地の中央に市街地が形成されており、周囲の山々の美しい自然的景観と調和した良好な街並み景観の創出を図る。
- ②川内川沿川は、良好な水辺空間を形成しており、その保全を図る。
- ③都市計画区域内の農地は、都市で生活する人々に安らぎを与える田園景観を構成する重要な要素であることから、無秩序な開発を抑制し、土地利用計画等に基づいて積極的に保全する。

### (2) 都市景観

- ①主要な観光拠点を結ぶ幹線道路や都市計画道路については、自然的景観の保全にも配慮しながら、観光資源として特徴のある沿道景観の創出に努める。
- ②自然エネルギー利用を推進する施設の建設にあたっては、観光資源となっている自然景観ならびに周辺の都市景観に配慮する。

### (3) 歴史的景観

- ①市内に点在する史跡や田の神さあを保全し、地域景観の保全を図る。

### (4) 市民・事業所との連携の強化

- ①本市が有する景観資源の魅力を周知・啓発し、景観の保全と形成に向けた市民意識の高揚を図る。
- ②良好な景観整備を市民と協働により計画的・総合的に推進するため、景観形成に関する方針や基準などを定めた景観計画の策定を行う。



## 6. 市街地整備の方針

### (1)コンパクトなまちづくりに対応した市街地整備の方針

- ①これまでの市街地整備は、東部地域、中部地域、西部地域の3地区を核に市街地の拡大を目的とした施策を展開させてきたが、これまでの施策を転換し、既成市街地の再構築に重点を置き、既存の都市施設を活用したコンパクトなまちづくりに対応した市街地整備を推進する。

### (2)その他の市街地整備の方針

- ①住宅政策等と連携した住みよい環境の形成に取り組むとともに、交流人口の増加を目的とした街並みの整備や交通アクセスの向上、商業政策との連携を図る。
- ②新たな商業開発や公益施設の立地は、拠点となる市街地へ誘導する。
- ③既成市街地周辺地区については、その利便性を活かしながら、良好な居住環境を有した住宅地形成に努める。
- ④市街地内農地などの低・未利用地と住宅などの混在や、都市施設整備が不十分であるなどの状況がみられる地区については、住民との合意形成を図り、居住環境の改善に努める。
- ⑤高齢者の健康づくりや趣味活動等の交流施設整備により、高齢者の自立・社会参加を促進し、生きがいを持ちながら住みなれた地域で安心して生活できる環境整備を図る。
- ⑥魅力ある街並みを形成するためには、計画策定段階から地区住民との合意形成を図りながら、建築協定や地区計画など面的な都市づくりのルール化の検討を行う。
- ⑦市街地整備の計画にあたっては、緑化推進等、環境負荷の低減策を検討する。
- ⑧市街地整備を行う際には、透水性舗装などによる流出量の抑制に配慮した工法の積極的な導入を検討する。

## 7. 災害に強いまちづくりの方針

### (1) 自然災害防止対策

- ①雨水流出量の増大や局所的豪雨などにより、浸水被害の可能性が高い地域については、河川の治水安全度の向上と併せて、総合的な浸水対策として、都市計画法以外の関係法令との調整・連携を図りながら土地利用の制限について対応を検討する。
- ②農地は雨水を一時的に貯水することで、都市地域（下流域）における浸水を軽減する機能を有していることから、農地を適正に管理していくことは安全・安心な暮らしを確保することに繋がるため、防災の観点からも農地を支える集落の維持・活性化に努める。

### (2) 都市災害防止対策

- ①災害時において物資の輸送や消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路ネットワークの構築に努める。
- ②災害時に避難場所として重要な学校施設を始めとした公共施設の耐震化や浸水対策等を検討し、災害に強いまちづくりを推進する。
- ③事業者と連携してライフライン施設の耐震化や浸水対策等を進め、災害時の機能確保を図る。

### (3) 安全対策の強化

- ①平時より広報紙等を活用した啓発を行い、市民の防災意識の高揚を図る。
- ②自主防災組織の育成及び活動への支援を行い、災害時に地域住民が互いに協力し、避難や救助などの初動活動が行える体制づくりを進める。
- ③防災行政無線放送施設を活用し、緊急災害等の情報や防災に関する情報を正確に市民に伝達できるよう、情報伝達体制の充実を推進していく。
- ④大雨や暴風、地震、火山噴火、家畜伝染病などによる災害発生時に的確で迅速な初期活動が行えるよう、資材の備蓄や機材の整備をはじめ、避難所や避難路・災害対策道路の整備、初動体制の整備・強化などの事前対策を推進する。また、応急対策終了後における被災者等への救援、被災地の復旧・復興などの事後対策についても円滑に実施できるよう努める。